

川崎市違反広告物処理要領

(目的)

第1条 この要領は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）及び川崎市屋外広告物条例（昭和46年川崎市条例第77号。以下「条例」という。）の規定に基づき、除却、保管、公示及び売却並びに是正指導の事務等について、標準的な取扱い及び必要な事項を定めるものとする。

(除却対象物件)

第2条 この要領において、除却対象となる違反広告物は、次のとおりとする。

(1) 条例に違反して表示し、又は設置されている、はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等（以下「簡易除却物件」という。）について、法第7条第4項の規定に基づき、除却を実施するものとする。ただし、対象となる簡易除却物件が、条例第7条第2項第2号に該当するが、条例第5条に違反するものであるときは、その表示者又は掲出者（以下「所有者等」という。）が確知できないもの、汚損・損壊等により広告物としての機能を喪失していると認められるものを除き、予め、その所有者等に対し、7日以内に撤去すべき旨を広告物の撤去について（通知）（第1号様式）により通知し、当該期間内に撤去されない場合については、除却を実施するものとする。

(2) 簡易除却物件以外で、条例に違反し、所有者等が不明な広告物又はこれを掲出する物件については、法第7条第2項の規定に基づき、除却を実施するものとする。

※除却に係る留意事項

第2条第1号中の「条例第7条第2項第2号に該当するもの」とは、政治活動、労働組合活動及び社会改革運動等営利を目的としない思想信条の宣伝のために政治団体、労働組合若しくは個人が表示し、又は設置するものであり、具体的には次のものが考えられる。

(1) 政治家個人が国会報告会、市政報告会その他の講演会の周知のために表示し、又は設置するもの

(2) 政党が政策宣伝のために表示し、設置するもの

(3) 労働組合がメーデーの行事の周知のために表示し、又は設置するもの

(4) 宅地造成予定地の周辺住民が、造成反対運動等のために表示し、又は設置するもの

(除却方法等)

第3条 区役所道路公園センター（以下「センター」という。）は、定期的に道路パトロール等により、簡易除却物件を除却するものとする。その際には、他の交通の妨害とならないようにすること。

2 前号による除却のほか、市の委託を受けた業者又は川崎市路上違反広告物除却推進協力員の協力により、簡易除却物件を除却することができる。

3 前条第2号による除却を行うにあたっては、建設緑政局道路河川管理部路政課（以下「路政課」という。）と協議するものとする。

4 車両運搬中は、除却した違反広告物にシートを掛けるなどして、落下することがないようにすること。

(保管及び公示)

第4条 法第8条第1項に基づく保管の期間については、次のとおりとする。

- (1) はり札等、広告旗又は立看板等 2日
- (2) 第2条第2号により除却した物件 2週間
- (3) 特に貴重な広告物又はこれを掲出物件 3月

2 センターは、保管した違反広告物について、条例第15条第1項第1号及び第2項の規定に基づき、速やかに返還を目的とする公示書(第2号様式)及び川崎市屋外広告物条例施行規則(昭和47年規則第80号。以下「規則」という。)第14条の規定に基づく保管物件一覧簿を作成するものとする。

3 前項による公示を行う期間については、次のとおりとする。

- (1) はり札等、広告旗又は立看板等 2日間
- (2) 前号に掲げる以外の物件 14日間

4 公示書及び保管物件一覧簿の公表方法については、各区役所のホームページに掲載することに加え、各区役所道路公園センターの掲示板に掲示するものとする。

(売却又は廃棄)

第5条 センターは、前条第1項による保管期間が経過してもなお、保管した違反広告物が返還できないときについては、次のとおり処理するものとする。

- (1) 簡易除却物件については、価格が著しく低く、明らかに買受人がない物件として、廃棄するものとする。
- (2) 第2条第2号により除却した物件については、買受人がないとき、又は売却しても買受人がないことがあきらかであるときは、廃棄するものとする。
- (3) 前2号に掲げる以外の物件については、条例第17条に基づき、売却手続きを要するため、路政課と協議するものとする。

(返還)

第6条 センターは、条例第19条に基づき、所有者等に違反広告物を返還する場合については、次のとおり処理するものとする。

- (1) 第4条第3項による公示を行っている期間に、所有者等が違反広告物の返還を求めた場合は、口頭注意のうえ、違反行為に対する是正を行う旨の誓約書(第3号様式)を提出させ、規則第15条の規定に基づく受領書と引き換えに、違反広告物を返還するものとする。
- (2) 第4条第2項による公示を行う前に、所有者等が違反広告物の返還を求めた場合についても、前号と同様に取り扱うものとする。ただし、当該違反広告物を所有者等に返還したときは、当該物件について、公示は行わないものとする。
- (3) 前条第3号により違反広告物を売却後、公示の日から起算して6箇月以内に、所有者等が売却代金の返還を求めた場合は、路政課と協議するものとする。

2 前項第3号による協議の後、路政課は、所有者等に口頭注意の上、違反行為に対する是正を行う旨の誓約書(第3号様式)を提出させ、規則第15条の規定に基づく受領書と引き換えに、売却代金から売却に要した費用を差し引いた額を、返還するものとする。

(除却作業と連携した是正指導)

第7条 センター又は路政課は、必要がある場合は、電話等により、違反広告物の所有者等に対し、
嚴重注意を行うことができる。

2 センター又は路政課は、第3条第1項による簡易除却のほか、違反広告物の所有者等に対し、
5日程度の期日を定め、当該違反広告物の自主撤去を求めることができる。

(違反が繰り返された場合の是正指導)

第8条 センター又は路政課は、第7条による是正指導を受けた所有者等が、違反広告物を再び掲
出した場合、川崎市屋外広告物条例違反について(警告)(第4号様式)により、速やかに所有者
等に対し、警告を行うものとする。

2 前項による是正指導を受けた所有者等が、違反広告物を再び掲出した場合、川崎市屋外広告物
条例違反に係る事情聴取について(通知)(第5号様式)により出頭させ、誓約書(第3号様式)
の提出を求めるものとする。

(報告等)

第9条 センターは、簡易除却実績について、直営・路上違反広告物除却実施報告書(第6号様式)
により、路政課に報告するものとする。

2 第7条及び第8条による是正指導を実施したときには、違反広告物調書(第7号様式)を作成
するものとする。

3 路政課は、違反広告物の除却件数及び第6条による誓約書及び受領書の件数について、集計を
とるものとする。

(告発)

第10条 センターは、第8条による是正指導に従わず、違反行為を繰り返す等の悪質で、将来、
告発等が予想される事案については、違反広告物の写真撮影等の証拠保全の措置をとるとともに、
必要に応じて所轄の警察署等と協議するものとする。

2 違反広告物の所有者等を告発する場合は、路政課と協議するものとする。

附則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この改正要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この改正要領は、平成23年10月1日から施行する。

附則

この改正要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この改正要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この改正要領は、令和6年10月29日から施行する。

(第1号様式)

(文書番号)

年 月 日

様

川崎市長

広告物の撤去について（通知）

あなたが、次の場所に表示し、又は設置している次の屋外広告物は、川崎市屋外広告物条例第 条に違反していますので、 年 月 日までに、撤去してください。期日までに自主撤去されない場合は、 区役所道路公園センターにて撤去いたします。

今後、このような行為は繰り返さないようお願いいたします。

- 1 広告物の種類・枚数 ()
- 2 表示内容 ()
- 3 表示場所 ()
- 4 表示物件 ()
- 5 違反理由 ()

(第2号様式)

川崎市 区公示第 号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第2項又は第4項の規定により、川崎市屋外広告物条例（昭和46年川崎市条例第77号。以下「条例」という。）の規定に違反した広告物又は広告物を掲出する物件について除却を行い、同法第8条第1項の規定により、これを保管したので、同法第8条第2項、同条例第14条及び第15条の規定に基づき、これを公示します。

年 月 日

川崎市長

1 条例第14条に定める公示事項は、次に掲げるものとします。

- (1) 名称又は種類及び数量
 - (2) 放置されていた場所及び除却した日時
 - (3) 保管を始めた日時及び保管の場所
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、返還するため必要と認められる事項
- 上記各号の内容については別添の保管物件一覧簿のとおりとします。

2 保管期間

当該公示をした日から起算して_____

3 引取りの方法

(1) 引取場所

_____区役所道路公園センター

(2) 引取日時

月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除きます。

(3) 持参するもの

物件の所有者等と証明できるもの

氏名及び住所を証明するもの

印鑑

4 その他

保管期間満了後は、本市にて処分します。

誓 約 書

川崎市長

住所

氏名

電話番号

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称 及び代表者の氏名 〕

私が表示し、又は設置しました屋外広告物については、川崎市屋外広告物条例（以下「条例」という。）に違反していることを認め、今後、違反する行為をしないことを、次のとおり誓約します。

【 誓 約 事 項 】

- 1 今後、条例を厳守するとともに、条例に違反する広告物は、一切掲出しません。
- 2 万一、条例に違反して広告物を表示した場合には、条例違反として刑事訴訟法に基づいて告発をされることになっても異存はありません。

(第4号様式)

(文書番号)

年 月 日

様

川崎市長

川崎市屋外広告物条例違反について（警告）

あなたは、川崎市屋外広告物条例第 条の規定に違反し、次の屋外広告物を表示し、又は設置されていたので、区役所道路公園センターにて撤去しました。

今後、このような行為が繰り返されるようでしたら、所管警察署と協議し、条例違反として告発の手続きを行いますので、御承知おきください。

- | | | |
|-------------|---|---|
| 1 広告物の種類・枚数 | (|) |
| 2 表示内容 | (|) |
| 3 表示場所 | (|) |
| 4 表示物件 | (|) |
| 5 違反理由 | (|) |

(第5号様式)

(文 書 番 号)

年 月 日

様

川崎市長

川崎市屋外広告物条例違反に係る事情聴取について（通知）

あなたが、表示し、又は設置している次の屋外広告物については、再三の指導にもかかわらず、川崎市屋外広告物条例第 条に違反しています。

つきましては、その事情を伺うため、 年 月 日 時に、 に出頭してください。事前の連絡もなく、また、正当な理由なくしてこの事情聴取に応じないときは、所管警察署と協議し、条例違反として告発の手続きを行いますので、御承知おきください。

- 1 広告物の種類・枚数 ()
- 2 表示内容 ()
- 3 表示場所 ()
- 4 表示物件 ()
- 5 違反理由 ()

(第6号様式)

年 月 日

建設緑政局道路河川管理部路政課長

区役所道路公園センター管理担当課長

直営・路上違反広告物除却実施報告書 [月 前半・後半]

次のとおり違反広告物を除却しましたので報告します。

1 除却実施日 ① 年 月 日 ② 年 月 日
③ 年 月 日 ④ 年 月 日

2 除却枚数等

(1) 業種別及び種類別除却枚数 (センター集計)

	立看板等	はり札等	はり紙	広告旗	合計
風 俗					
不 動 産					
一般その他					
合 計					

(2) 広告物の名称等除却枚数は、別紙のとおり

	表示内容	放置されていた場所	数量	名称又は種類	業種	備考
1		区		紙・札・旗・立	風・不・一	
2		区		紙・札・旗・立	風・不・一	
3		区		紙・札・旗・立	風・不・一	
4		区		紙・札・旗・立	風・不・一	
5		区		紙・札・旗・立	風・不・一	
6		区		紙・札・旗・立	風・不・一	
7		区		紙・札・旗・立	風・不・一	
8		区		紙・札・旗・立	風・不・一	
9		区		紙・札・旗・立	風・不・一	
10		区		紙・札・旗・立	風・不・一	
11		区		紙・札・旗・立	風・不・一	
12		区		紙・札・旗・立	風・不・一	
13		区		紙・札・旗・立	風・不・一	
14		区		紙・札・旗・立	風・不・一	
15		区		紙・札・旗・立	風・不・一	
16		区		紙・札・旗・立	風・不・一	
17		区		紙・札・旗・立	風・不・一	
18		区		紙・札・旗・立	風・不・一	
19		区		紙・札・旗・立	風・不・一	
20		区		紙・札・旗・立	風・不・一	
21		区		紙・札・旗・立	風・不・一	
22		区		紙・札・旗・立	風・不・一	
23		区		紙・札・旗・立	風・不・一	
24		区		紙・札・旗・立	風・不・一	
25		区		紙・札・旗・立	風・不・一	
計	立看板等	はり札等		はり紙	広告旗	

(第7号様式)

違反広告物調書

整理番号	—	調査年月日	年 月 日
設置場所			
表示内容			
広告主			
管理者			
広告物種類	はり紙___枚、はり札等___枚、広告旗___基、立看板等___基、その他___基		
違反条項			
指導経過	年月日	処理経過	取扱者

写真、地図等